

2010年(平成22年)2月4日(木曜日)

日本企業がM&A(合併・買収)などを通じたグローバル経営を加速するなかで、海外子会社との取引を巡る「移転価格税制」の適用で追徴課税されるケースが増えている。最近では国税当局に異議を申し立てる企業が増加。TDKなど処分が覆る事例も出ているが、救済を受けるまでの負担は軽くない。

TDKは2005年に海外子会社との電子部品材料の取引について、移転価格税制に基づき約213億円の申告漏れを東京国税局から指摘された。同社は2日、東京国

TDK「移転価格」処分取り消し 救済に5年、重い負担

▼移転価格税制 企業が海外子会社との取引価格を低めに設定するなどして「子会社に利益を移した」とみなされた場合、国税当局が親会社に追徴課税する制度。企業が異議を申し立てる際に争点になるのは、グループ間の取引価格が公正かどうか。最近ではサービスや知的財産にも対象資産が広がり、公正な価格の判断が難しくなっている。

移転価格税制の申告漏れを指摘された主な事例

企業	申告漏れ額(億円)	指摘点
ホンダ	1,500程度	技術指導の対価
武田薬品工業	1,223	医薬品の海外販売価格
ソニー	744	CDなどの海外販売価格
信越化学工業	233	技術指導の対価
TDK	213	電子部品の海外販売価格

(注) 経済産業省調べ。ホンダは税務調査中、額は未確定

当局と事前確認など重要

税不服審判所に審査請求などを手がけるアジア子会社はもともと多く、海外の子会社との「利益創出の貢献」に不当に利益を移した結果約141億円の処分が取り消された。これに「献度」の割合。国税側は「これに對し、TDKは海外子会社と、製品組み立てを異たしており、本社は研究開発で重要な役割を果たしており、本社は得るべき利益があると主張した。」

追徴課税に不満の企業は、多くの生産子会社が設けられている。各国・地域は総じて法人税率が低く、意図的に利益を移しているか日本の国税当局は目を光らせる。

移転価格の正当性は企業側に立証責任があり、異議を申し立て、約243億円と指摘されたTDKも一部取り消し決定まで約5年かかるなど申告漏れのうち、約3割にあたる78億円が取り消された事例がある。

移転価格税制に詳しい大河原健税理士は「不服審判所で争ったケースで多額の処分が取り消され、税金が還付される事例は極めて珍しい」と話している。

人件費の安いアジアには、多くの生産子会社が設けられている。各国・地域は総じて法人税率が低く、意図的に利益を移しているか日本の国税当局は目を光らせる。

移転価格の正当性は企業側に立証責任があり、異議を申し立て、約243億円と指摘されたTDKも一部取り消し決定まで約5年かかるなど申告漏れのうち、約3割にあたる78億円が取り消された事例がある。

移転価格税制に詳しい大河原健税理士は「不服審判所で争ったケースで多額の処分が取り消され、税金が還付される事例は極めて珍しい」と話している。